

広告募集説明書（広告掲載契約による広告掲出）

募集件名	溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業の実施に係る広告事業者募集			
募集の内容	高津区役所では、市有財産を有効活用するとともに、区内既存サインの表示内容の更新を促進することを目的に、溝口駅南口広場総合案内板において広告掲載事業を行う事業者を募集します。別添「溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり広告を掲載することができます。 選定された広告事業者は、市との「広告掲載契約」を締結し広告を掲出していただきます。			
申請（申込）対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様			
申請（申込）資格	(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者でないこと。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。 (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。			
申請（申込）方法	「広告掲載申込書」に必要事項を記入し、受付日時に受付場所に持参してください（郵送不可）。			
受付日時	令和2年1月24日	10時	※くじ引きを行う場合があるので、時間厳守をお願いします。	
受付場所	高津区役所5階第5会議室			
選定方法	最も高額な広告掲載料を提示した者を広告事業者（候補）と選定します。 ※ 最高額の広告掲載料を提示した者が複数あるときは、くじ引きにより選定します。 なお、広告事業者（候補）について市が審査した後、正式に市と「広告掲載契約」を締結していただきます。			
使用（掲載）条件	別紙「仕様書」及び「高津区総合案内板等への広告掲載ガイドライン」とおり。			
広告料（月額・年額）	300,000	円以上	（税抜き）	（年額）・（月額）
使用期間	令和2年3月1日	から	令和7年2月28日	まで（5年間）
募集についての説明	この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。			
期間	令和元年12月24日	から	令和2年1月23日	17時 まで
方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。			
担当部署	高津区役所まちづくり推進部企画課 原担当			
住所	〒213-8570 高津区下作延2-8-1			
電話・FAX	電話	044-861-3135	FAX	044-861-3103
eメール	67kikaku@city.kawasaki.jp			

【添付資料】 なし あり （「仕様書」、「高津区総合案内板等への広告掲載ガイドライン」）

川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページでご覧になれます。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-7-1-0-0-0-0-0-0-0.html>